

岩手県市町村総合事務組合規則第4号（令和6年2月16日公布）

市町村職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

市町村職員退職手当支給条例施行規則（平成元年岩手県市町村総合事務組合規則第12号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>（一般の退職手当の請求）</p> <p>第3条 支給条例第3条、第8条及び第8条の2の規定による退職手当の支給を受けようとする者は、<u>退職手当請求書（別記様式第3号）に在職中の履歴書（別記様式第3号の2）及び退職手当の調整額に関する報告書（別記様式第3号の3。支給条例第6条の10第4項第2号及び第4号に規定する者の退職並びに支給条例第8条に規定する特別職の職員の退職の場合を除く。）</u>を添えて、その者が退職当時在職していた組合市町村等の長を経由して管理者に提出しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 <u>退職手当の請求者に次の各号に掲げる期間がある場合には、当該各号に掲げる書類を、前各項に規定する書類に添えて提出しなければならない。</u></p>	<p>（一般の退職手当の請求）</p> <p>第3条 支給条例第3条、第8条及び第8条の2の規定による退職手当の支給を受けようとする者は、<u>次の各号に掲げる書類を添えて、その者が退職当時在職していた組合市町村等の長を経由して管理者に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>退職手当請求書（別記様式第3号）</u></p> <p>(2) <u>在職中の履歴書（別記様式第3号の2）又は人事台帳の写し</u></p> <p>(3) <u>履歴事項報告書（別記様式第3号の3。支給条例第2条第2項、第6条の10第4項第2号及び第4号に規定する者の退職にあつて、支給条例第10条第1項に規定する在職期間に支給条例第6条の10第1項に規定する休職月等及び支給条例第10条第6項に規定する高齢者部分休業期間がない場合又は支給条例第8条に規定する特別職の職員の退職の場合を除く。）</u></p> <p>2・3 （略）</p>

改正前	改正後
<p>(1) <u>支給条例第6条の10第1項に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間がある場合 育児休業期間に関する報告書（別記様式第6号の2）</u></p> <p>(2) <u>支給条例第10条第6項に規定する高齢者部分休業期間がある場合 高齢者部分休業取得時間報告書（別記様式第6号の3）</u></p> <p>（<u>支給条例第6条の10第1項に規定する規則で定める休職月等</u>）</p> <p>第27条の3 支給条例第6条の10第1項に規定する規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。</p> <p>(1) 自己啓発等休業（<u>第27条の7</u>に規定する要件に該当する場合を除く。）、配偶者同行休業、地方公務員法第55条の2第1項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書に規定する事由その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等（次号及び第3号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。） 当該休職月等</p> <p>(2)・(3)（略）</p>	<p>（<u>退職手当の調整額の算定対象から除外する休職月等</u>）</p> <p>第27条の3 支給条例第6条の10第1項に規定する規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。</p> <p>(1) 自己啓発等休業（<u>第27条の8</u>に規定する要件に該当する場合を除く。）、配偶者同行休業、地方公務員法第55条の2第1項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書に規定する事由その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等（次号及び第3号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。） 当該休職月等</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>（<u>退職手当の調整額の算定対象から除外する期間</u>）</p> <p>第27条の4 <u>前条に規定するほか退職手当の調整額の算定対象から除外する期間は、支給条例第10条第6項に規定する地方公務員法第26条の3の規定に基づき定め</u></p>

改正前	改正後
<p>(基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い)</p> <p><u>第27条の4</u> (略)</p> <p>(支給条例第6条の10第3項に規定する規則で定める職員の区分の適用)</p> <p><u>第27条の5</u> (略)</p> <p>(調整月額に順位を付す方法等)</p> <p><u>第27条の6</u> 前条第2項 (<u>第27条の4</u>の規</p>	<p><u>られた条例の規定により承認を受けて勤務しなかった期間（以下この項において「高齢者部分休業期間」という。）とし、退職した者が属していた職員の区分が同一の高齢者部分休業期間にあつては職員の区分が同一の高齢者部分休業期間ごとにそれぞれの最初の高齢者部分休業期間から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある高齢者部分休業期間、退職した者が属していた職員の区分が同一の高齢者部分休業期間がない高齢者部分休業期間にあつては当該高齢者部分休業期間とする。この場合において、高齢者部分休業期間を月に換算するときは、履歴事項報告書により報告を受けた退職した者が属していた職員の区分ごとに対応する年月の高齢者部分休業取得時間の合計を月に換算する。</u></p> <p><u>2 前項の規定により職員の区分ごとに対応する年月の高齢者部分休業取得時間の合計を月に換算する場合は、7時間45分をもって1日とし、30日をもって1月（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</u></p> <p>(基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い)</p> <p><u>第27条の5</u> (略)</p> <p>(支給条例第6条の10第3項に規定する規則で定める職員の区分の適用)</p> <p><u>第27条の6</u> (略)</p> <p>(調整月額に順位を付す方法等)</p> <p><u>第27条の7</u> 前条第2項 (<u>第27条の5</u>の規</p>

改正前	改正後
<p>定により同条各号に定める職員として在職していたものとみなされる場合を含む。) 後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(支給条例第10条第3項に規定する規則で定める要件)</p> <p><u>第27条の7</u> (略)</p> <p>(高齢者部分休業期間の2分の1相当期間の除算)</p> <p><u>第27条の8</u> 支給条例第10条第6項に規定する高齢者部分休業期間の2分の1に相当する期間は、<u>高齢者部分休業取得時間報告書</u>により報告を受けた高齢者部分休業取得時間の<u>2分の1に相当する時間</u>(次項において「除算時間」という。)とする。</p> <p>2 <u>支給条例第10条第6項の規定によって高齢者部分休業期間の2分の1に相当する期間を同条第1項から第5項までの規定により計算した在職期間から除算する場合においては、除算時間を月に換算して得た月数を除算するものとする。この場合において、除算時間を月に換算する場合は240時間をもって1月とし、1月未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。</u></p>	<p>定により同条各号に定める職員として在職していたものとみなされる場合を含む。) 後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(支給条例第10条第3項に規定する規則で定める要件)</p> <p><u>第27条の8</u> (略)</p> <p>(高齢者部分休業期間の2分の1相当期間の除算)</p> <p><u>第27条の9</u> 支給条例第10条第6項に規定する高齢者部分休業期間の2分の1に相当する期間は、<u>履歴事項報告書</u>により報告を受けた高齢者部分休業取得時間の<u>合計を月に換算して得られた月数の2分の1に相当する月数</u>とする。</p> <p>2 <u>前項の規定により高齢者部分休業取得時間の合計を月に換算する場合は、7時間45分をもって1日とし、30日をもって1月(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</u>とする。</p>

改正前

別記様式第1号 (第2条関係)

就任職員報告書

年月日

このことについて、次のとおり報告します。

市町村長等氏名



Table with columns: 団体番号, 職員番号, 区分, フリガナ, 氏名, 性別, 生年月日, 就任年月日, 適用給料表, 級, 給料の月額, 次期給料, 備考

改正後

別記様式第1号 (第2条関係)

就任職員報告書

年月日

このことについて、次のとおり報告します。

市町村長等氏名

Table with columns: 団体番号, 職員番号, 区分, フリガナ, 氏名, 性別, 生年月日, 就任年月日, 適用給料表, 級, 給料の月額, 次期給料, 備考

別記様式第1号の2 (第2条関係)

職員退職報告書

年月日

このことについて、次のとおり報告します。

市町村長等氏名



Table with columns: 団体番号, 職員番号, 氏名, 退職年月日, 退職時の職名, 退職時の給料月額, 退職事由, 備考

別記様式第1号の2 (第2条関係)

職員退職報告書

年月日

このことについて、次のとおり報告します。

市町村長等氏名

Table with columns: 団体番号, 職員番号, 氏名, 退職年月日, 退職時の職名, 退職時の給料月額, 退職事由, 備考

別記様式第1号の3 (第2条関係)

勤務日数等証明書

Form for '勤務日数等証明書' with columns for job name, name, and a table for attendance (勤務年月, 日数, 日額, 月額, 備考). Includes a signature line for the official.

別記様式第1号の3 (第2条関係)

勤務日数等証明書

Form for '勤務日数等証明書' with columns for job name, name, and a table for attendance (勤務年月, 日数, 日額, 月額, 備考). Includes a signature line for the official.

改 正 前	改 正 後
-------	-------

**別記様式第2号（第2条関係）**  
給料月額等報告書  
 (定期昇給該当者)

年 月 日

このことについて、次のとおり報告します。

団体番号	( 校中の 校 )		市町村長等氏名										印
職員番号	職 員 氏 名	昇給前の給料月額等			昇給後の給料月額等			次期 昇給 期	備 考				
		給料 表	級 号	給 付 額 (円)	給料 表	級 号	給 付 額 (円)						
小計	( 人 )												
合計	( 人 )												

**別記様式第2号（第2条関係）**  
給料月額等報告書  
 (定期昇給該当者)

年 月 日

このことについて、次のとおり報告します。

団体番号	( 校中の 校 )		市町村長等氏名										印
職員番号	職 員 氏 名	昇給前の給料月額等			昇給後の給料月額等			次期 昇給 期	備 考				
		給料 表	級 号	給 付 額 (円)	給料 表	級 号	給 付 額 (円)						
小計	( 人 )												
合計	( 人 )												

**別記様式第2号の2（第2条関係）**  
職員異動報告書

年 月 日

このことについて、次のとおり報告します。

団体番号	( 校中の 校 )		市町村長等氏名										印
職員番号	異動した 年月日	区 分	フリガナ 氏 名	適 用 給料表	昇給期	級号給 付額	給料の月額 左 異 動 差 額	の 右	その他の異動等 (事由及び期間等)				

**別記様式第2号の2（第2条関係）**  
職員異動報告書

年 月 日

このことについて、次のとおり報告します。

団体番号	( 校中の 校 )		市町村長等氏名										印
職員番号	異動した 年月日	区 分	フリガナ 氏 名	適 用 給料表	昇給期	級号給 付額	給料の月額 左 異 動 差 額	の 右	その他の異動等 (事由及び期間等)				

備考 改正部分は、下線の部分である。

別記様式第3号を次のように改める。  
 別記様式第3号（第3条関係）

退 職 手 当 請 求 書

所 属 団 体 名		職 員 番 号	
退 職 者 氏 名		生 年 月 日 及 び 退 職 時 年 齢	( 歳 )
退 職 時 職 名		退 職 年 月 日	
勤続期間が通算される団体（団体名を記入する）	①	②	
退職時給料月額（下記の給料の調整額等を含む額）	級 号 給		円
給料の調整額・管理監督職勤務上限年齢調整額（ある場合は記入する）			円
退 職 事 由  (該当番号を○で囲む)	1 自 己 都 合	6 死 亡 ・ 公 務 上	11 定 年
	2 雇 用 ・ 任 用 期 間 満 了	7 死 亡 ・ 公 務 外	12 特 別 職 ・ 任 期 満 了
	3 傷 病 ・ 公 務 上	8 整 理	13 特 別 職 ・ そ の 他
	4 傷 病 ・ 公 務 外 (通 勤)	9 勸 奨	14 そ の 他 ( )
	5 傷 病 ・ 公 務 外 (そ の 他)	10 応 募 認 定	

(定年の定めがある退職者は旧定年年齢を、特定減額前給料月額<sup>1</sup>の適用がある者は必要事項を記入する)

旧定年年齢 (定年引上げ前の定年年齢)	歳	特定減額日 (ある場合は記入する)	年 月 日
特定減額前給料月額 (ある場合は記入する)	級 号 給		円

市町村職員退職手当支給条例の規定に基づき、退職手当を支給されるよう関係書類を添えて請求します。

年 月 日

請求者 住 所

氏 名

(請求者が遺族の場合は続柄を記入する)

退職者との続柄

岩手県市町村総合事務組合管理者 殿

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

市町村長等氏名



改 正 前	改 正 後																														
別記様式第3号の2 (第3条関係)	別記様式第3号の2 (第3条関係)																														
履 歴 書 < 枚のうち 枚目 >	履 歴 書 < 枚のうち 枚目 >																														
<table border="1"> <tr> <td>フリガナ</td> <td>生年月日</td> <td>年 月 日</td> <td>性 別</td> <td><input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>旧氏名</td> <td>改 姓 年月日</td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td colspan="2">事 項</td> <td>発令庁</td> <td></td> </tr> </table>	フリガナ	生年月日	年 月 日	性 別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	氏 名	旧氏名	改 姓 年月日	年 月 日		年 月 日	事 項		発令庁		<table border="1"> <tr> <td>フリガナ</td> <td>生年月日</td> <td>年 月 日</td> <td>性 別</td> <td><input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>旧氏名</td> <td>改 姓 年月日</td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td colspan="2">事 項</td> <td>発令庁</td> <td></td> </tr> </table>	フリガナ	生年月日	年 月 日	性 別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	氏 名	旧氏名	改 姓 年月日	年 月 日		年 月 日	事 項		発令庁	
フリガナ	生年月日	年 月 日	性 別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女																											
氏 名	旧氏名	改 姓 年月日	年 月 日																												
年 月 日	事 項		発令庁																												
フリガナ	生年月日	年 月 日	性 別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女																											
氏 名	旧氏名	改 姓 年月日	年 月 日																												
年 月 日	事 項		発令庁																												
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 市町村長等氏名	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 市町村長等氏名																														
<p>1 学歴、位記、勲記、賞与等の記入は、必要がありません。</p> <p>2 任免、転任、昇格、昇給、休職、停職、待命等は、順をおって、間隙のないように詳しく記入してください。</p>	<p>1 学歴、位記、勲記、賞与等の記入は、必要がありません。</p> <p>2 任免、転任、昇格、昇給、休職、停職、待命等は、順をおって、間隙のないように詳しく記入してください。</p>																														

備考 改正部分は、下線の部分である。

別記様式第3号の3を次のように改める。

別記様式第3号の3（第3条関係）

履 歴 事 項 報 告 書

年 月 日

このことについて、次のとおり報告します。

市町村長等氏名

退職者氏名		職員番号	
-------	--	------	--

調 整 額 (※)		
職員区分	期 間	備考
第 号区分	年 月～ 年 月までの 月	
第 号区分	年 月～ 年 月までの 月	
第 号区分	年 月～ 年 月までの 月	
第 号区分	年 月～ 年 月までの 月	
第 号区分	年 月～ 年 月までの 月	
第 号区分	年 月～ 年 月までの 月	
※ 会計年度任用職員及び勤続期間が9年以下の自己都合退職者は、記入は不要		

休職等期間(休職・停職・専従・育児休業・高齢者部分休業等)			
休職等の種別	開始年月日	終了年月日	育児休業に係る子の生年月日 又は 高齢者部分休業取得時間
種別 ( )	年 月 日	年 月 日	年 月 日 合計 時間 分
種別 ( )	年 月 日	年 月 日	年 月 日 合計 時間 分
種別 ( )	年 月 日	年 月 日	年 月 日 合計 時間 分
種別 ( )	年 月 日	年 月 日	年 月 日 合計 時間 分
種別 ( )	年 月 日	年 月 日	年 月 日 合計 時間 分



改正前

改正後

別記様式第4号（第3条関係）

別記様式第4号（第3条関係）

生計維持関係申立書

生計維持関係申立書

年 月 日

年 月 日

岩手県市町村総合事務組合管理者 殿

岩手県市町村総合事務組合管理者 殿

申立人 住 所  
氏 名

申立人 住 所  
氏 名

下記の者は、（死亡職員氏名）の死亡当時主としてその収入によって  
生計を維持していたことを申し立てます。

下記の者は、（死亡職員氏名）の死亡当時主としてその収入によって  
生計を維持していたことを申し立てます。

記

記

遺族の氏名	生年月日	死亡職員との続柄	住 所

遺族の氏名	生年月日	死亡職員との続柄	住 所

上記申立てのとおり相違ないことを証明します。  
年 月 日

上記申立てのとおり相違ないことを証明します。  
年 月 日

市町村長等氏名



市町村長等氏名

別記様式第5号（第3条関係）

別記様式第5号（第3条関係）

基本給月額支給調書

基本給月額支給調書

年 月 日退職の（氏名）の退職時支給の基本給

年 月 日退職の（氏名）の退職時支給の基本給

月額、次のとおりです。

月額、次のとおりです。

給料月額 円

給料月額 円

扶養手当 円

扶養手当 円

年 月 日

年 月 日


市町村長等氏名



市町村長等氏名

岩手県市町村総合事務組合管理者 殿

岩手県市町村総合事務組合管理者 殿

改 正 前				改 正 後			
別記様式第6号（第3条関係）				別記様式第6号（第3条関係）			
退職勸奨の記録				退職勸奨の記録			
氏名	男・女	生年月日	年月日生(歳)	氏名	男・女	生年月日	年月日生(歳)
職名		採用年月日	年月日	職名		採用年月日	年月日
給料月額	円 (級号給)	退職年月日	年月日	給料月額	円 (級号給)	退職年月日	年月日
		勤続期間	年月			勤続期間	年月
退職勸奨年月日	年月日	職員の応募年月日	年月日	退職勸奨年月日	年月日	職員の応募年月日	年月日
退職勸奨の理由				退職勸奨の理由			
参考事項				参考事項			
作成者の職名及び氏名				作成者の職名及び氏名			
上記のとおり相違ないことを証明します。 年月日 市町村長等氏名				上記のとおり相違ないことを証明します。 年月日 市町村長等氏名			
							
備考 改正部分は、下線の部分である。							

別記様式第6号の2及び別記様式第6号の3を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の市町村職員退職手当支給条例施行規則（以下「新規則」という。）第3条、別記様式第3号から別記様式第4号まで、別記様式第5号及び別記様式第6号の規定は、施行日以後の退職に係る退職手当の請求について適用し、施行日前の退職に係る退職手当の請求については、なお従前の例による。
- 3 新規則第27条の4の規定は、施行日以後の期間に係る高齢者部分休業について適用し、施行日前の期間に係る高齢者部分休業については、なお従前の例による。
- 4 前2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を除き、この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の市町村職員退職手当支給条例施行規則の様式により使用されている書類は、新規則の様式によるものとみなす。